



Recycle いばらき

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース



Vol.32
March 2025

茨城県廃棄物再資源化指導センター



行政ニュース

- ・ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について…………… 1
- ・ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向について…………… 6
- ・ 不法投棄はアプリで通報…………… 8

再資源化指導センターニュース

- ・ 令和6年度産業廃棄物適正処理指導啓発講習会の開催について…………… 9

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について

脱炭素化と資源循環の取組一体的に促進するため、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指す法律が2024年5月29日に公布されました。また、基本方針、関係者の責務、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項等に係る法の規定が令和7年2月1日から施行されました。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布

環境省

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会に提出。
- 法案においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定**、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表

再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分の許可等の各種**許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

＜①事業形態の高度化＞

製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
（参考：PETボトルリサイクル推進協議会）

＜②分離・回収技術の高度化＞

分離・回収技術の高度化に係る**施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル
（参考：資源再生施設等の円滑な稼働に向けた取組）

＜③再資源化工程の高度化＞

温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入**等を促進



例：AIを活用した高効率資源循環
（参考：資源再生施設等の円滑な稼働に向けた取組）

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

1. 総則（第1章）

目的

（第1条関係）

- ◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が**高い**資源循環の促進**を図るため、**再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

<高度化のイメージ>





2. 基本方針等（第2章）

基本方針の策定

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。 (第3条関係)

<基本方針の記載事項>

- 基本的方向
- 再資源化事業等の高度化のための措置に関する事項
- 再資源化を実施すべき量の割合に関する目標
- その他重要事項

責務規定

(第4条～第7条関係)

国	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。 ✓ 地方公共団体、廃棄物処分業者、事業者、研究機関その他の関係者が相互に連携して、製造業等の需要に応じた質・量の再生資源を提供する資源循環（以下「需要に応じた資源循環」という。）の促進に必要な措置を講ずるものとする。
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。
廃棄物処分業者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施に必要な措置を講ずるものとする。 ✓ 再資源化の実施の状況の開示に努めるものとする。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再資源化が困難にならないよう、分別して排出する・分離を容易にする製品設計等に努めるものとする。 ✓ 製品に再生資源を活用するとともに、需要に応じた資源循環に取り組むものとする。

- 国が目指すべき目標を定め、廃棄物・リサイクル業の発展に向けた施策の方向性を提示。
- 重要な関係者の役割を明確化し、一体的な取組を促進。

3

3. 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（第3章第1節）



判断基準の策定

(第8条・第9条関係)

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、必要な指導及び助言をすることができるものとする。

<判断基準のイメージ>

- 供給先の需要を把握し、再生材の質・量を確保すること
- 可能な範囲で技術の向上を図ること
- 省エネ型の設備への改良や運転の改善を図ること
- 目標を定め、計画的に取組を進めること

勧告・命令

(第10条関係)

- ◆ 環境大臣は、特定産業廃棄物処分業者※の再資源化の実施の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合において、再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは、中央環境審議会の意見を聴いて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

- 国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げ。
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、より強い措置を講ずる。

4

4-1. 再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第2節）



<①高度再資源化事業>

（第11条～第15条関係）

認定等

- ✓ 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「**高度再資源化事業**」という。）を行おうとする者は、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「**高度再資源化事業計画**」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：ペットボトルtoペットボトル

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度再資源化事業計画に従って行う**再資源化に必要な行為を業として実施**し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された**廃棄物処理施設を設置**することができるものとし、所要の規定を設けること。



例：新幹線の部品を新幹線の車にリサイクル

- **製造業者が求める質・量の再生材を供給するため、特定の廃棄物を地方公共団体の区域をまたがって広域的に収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進。**
- **地方公共団体ごとに必要となる廃棄物処理法の許可について、国による一括認定により迅速に実現。**

5

4-2. 再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第3節）



<②高度分離・回収事業>

（第16条～第19条関係）

認定等

- ✓ 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「**高度分離・回収事業**」という。）を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「**高度分離・回収事業計画**」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度分離・回収事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：太陽光パネルの完全リサイクル

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度分離・回収事業計画に従って行う**再資源化に必要な行為を業として実施**し、又は認定高度分離・回収事業計画に記載された**廃棄物処理施設を設置**することができるものとし、所要の規定を設けること。



例：風力発電のブレードの解体

- **最先端の技術を用いた再資源化は、国内に事例が少なく、適正処理の妥当性を判断することは容易でないため、施設の審査に時間がかかる。**
- **国が最新の知見を踏まえ迅速に認定するとともに、これらの先進事例に関する知見を蓄積し、同様の事業を全国的に波及。**

6

4-3.再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第4節・第5節） 

＜③再資源化工程の高度化＞

（第20条・第21条関係）

認定等

- ✓ 廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「再資源化工程の高度化」という。）を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとする。

事業のイメージ



例：AIを活用した高効率な再資源化

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、**廃棄物処理法の許可を受けたものとみなす**ものとする。

➤ **廃棄物処理施設への先進的な高性能の設備導入は、国内に事例が少なく、その妥当性を判断することが容易ではないため、導入が進んでいない。**

➤ **国の認定を通じて設備導入を促進し、脱炭素と資源循環を加速。**

＜登録法人への委託＞

（第22条～第37条関係）

- ✓ 認定の審査に必要な調査のうち、認定の基準に適合しているかどうかの調査の一部を、環境大臣の登録を受けた者（登録調査機関）に行わせることができるものとする。これにより、迅速な認定を実現。

7

（参考）認定を受けた者への監督等

国

- ◆ 認定の基準の設定や認定の取消しを通じて、地方公共団体とも連携して監督を実施。

＜認定の基準＞

- ✓ 事業の内容が、資源循環の促進に資するものであること（生活環境の保全上必要な措置を講じていることを含む）。
- ✓ 廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること。等

＜監督権限＞

- ✓ 環境大臣は、認定の基準を満たさなくなった場合などには、認定を取り消し、または内容の変更を命ずることができる。
- ✓ 環境大臣は、認定を受けた者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

＜地方公共団体との連携＞

- ✓ 廃棄物処理法と同様に、環境大臣は、廃棄物処理施設の設置を含む認定の申請があったときは、当該廃棄物処理施設の設置に関係する都道府県及び市町村の長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。
- ✓ 環境大臣は、認定をしたときは、事業を実施する区域を管轄する都道府県及び市町村の長にその旨を通知しなければならない。

地方公共団体

- ◆ 廃棄物処理法に基づく権限によって、認定事業者を監督。

＜都道府県知事＞

- ✓ 不適正な産業廃棄物の処理がされた場合などには、認定事業者に対して改善命令や措置命令を講ずる。
- ✓ 認定の基準に該当しない廃棄物処理施設の維持管理がされた場合には、改善命令や停止命令を講ずる。

＜市町村長＞

- ✓ 不適正な一般廃棄物の処理がされた場合などには、認定事業者に対して改善命令や措置命令を講ずる。

8

5. 再資源化の実施の状況の報告等（第4章）



再資源化の実施の状況の報告等

（第38条～第40条関係）

- ◆ 特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に報告しなければならないものとする。
※特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も、任意で報告することができることとする。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者は、権利、競争上の地位等が害されるおそれがあると思料するときは、再資源化を実施した数量がその処分を行った数量に占める割合をもって公表を行うよう環境大臣に請求できるものとする。
- ◆ 環境大臣は、報告された事項について、公表するものとする。

- 廃棄物・リサイクル業が再資源化した廃棄物の種類・量に関する個別企業ごとの情報を国が集約・公表し、資源循環の促進に向けた情報基盤を整備。
- 廃棄物・リサイクル業と製造業者とのマッチング機会の創出。

<公表内容のイメージ>

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
●● 産 業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
●● 興 業	がれき類	破碎	400トン	400トン
●● 興 業	廃プラスチック	破碎	1,000トン	600トン
●● 工 業	廃プラスチック		約2.4%	
（再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン）				

9

6-1. その他



財政上の措置等

（第41条関係）

- ◆ 国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

環境省の主な関連予算（R6当初予算及びR5補正予算額）

産業競争力強化・経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】38（50）【R5年度補正】32
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】47（47）
 - 化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替の実証
 - 金属・再エネ関連製品（太陽光発電設備等）等の省CO2型リサイクルの実証等
- ・リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務 0.5（0.4）
- ・自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業【一部エネ特】【R5年度補正】17

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進

- ・先進的な資源循環投資促進事業【GX】 50（新規）

（金額は億円単位、括弧の付かないものはR6当初予算、括弧内はR5当初予算額）

GX経済移行債による主な投資促進策（案）

産業分野	投資促進策	
製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援（革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、ガスリサイクル、H ₂ イミタシ、CCUS、H ₂ リサイクル等への転換）
	自動車 蓄電池	・電動車（乗用車）の導入支援・電動車（商用車）の導入支援 ・生産設備導入支援・定置用蓄電池導入支援
	航空機	・次世代航空機のコア技術開発
	SAF 船舶	・SAF製造・サプライチェーン整備支援 ・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
サービス	くらし	・家庭の断熱窓への改修・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援
	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援 ※R6年度以降の資源循環の支援額は3年で300億円
	半導体	・H ₂ 半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
エネルギー	水素等	・既存原料との価格差に着目した支援・水素等の供給拠点の整備
	次世代再エネ	・H ₂ O ₂ 燃料電池、浮体式洋上風力、水電解装置のサプライチェーン構築支援 と、H ₂ O ₂ 燃料電池の導入支援
	原子力	・次世代革新炉の開発・建設
CCS	・CCS/H ₂ リサイクル構築のための支援（適地の開発等）	

「GX経済移行債による投資促進策（案）」より作成

10

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向について

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針案①（基本的方向・基本的事項）



■ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれた基本的な方針

一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

- ▶ 適正処理による生活環境の保全を前提とした上で、国民・消費者の協力を得つつ、産学官が連携して資源循環の高度化を推進し、脱炭素や自然再興、産業競争力強化、経済安全保障といった社会課題の解決、地方創生につなげることが重要
- ▶ 国・自治体・廃棄物処分業者・事業者の積極的取組により高度な資源循環行い、天然資源の消費が抑制され、最終処分量が最小化された循環型社会を実現する

二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項（法で示した三つの方向性毎に定める）

①再資源化事業の効率的な実施のための措置

- ▶ 製造事業者等と廃棄物処分業者が連携し、製品のライフサイクル全体で無駄のない資源循環を促進する
- ▶ 先進的な取組等を通じて培った高い技術力を効果的に活用することにより、市場に新たな価値を創出していくことが重要
- ▶ 動静脈で再生材利用目標を共有しつつ、トレーサビリティを確保するために必要なデータ連携を実施する

②再資源化の生産性の向上のための措置

- ▶ 焼却処分又は埋立処分を抑制するとともに、再生材が天然資源等を代替することで、温暖化効果ガス排出量を抑制することが重要であり、そのため従来再資源化が困難であった廃棄物についても再資源化していくことが必要
- ▶ 需要のひっ迫が見込まれる金属や化石資源等を、資源循環により最大限有効に利用することも重要

③再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

- ▶ 国際的に製品のライフサイクル全体での温室効果ガス排出量を評価する動きがあることから、再資源化実施工程自体においても、脱炭素化していくことが重要

1

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針案②（各主体の取組）



国	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造事業者等と廃棄物処分業者との連携による資源循環を促進するため必要な措置を講じるよう努める <ul style="list-style-type: none"> ▶ 廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤の整備 ▶ 再生材の利用拡大と安定供給、再生材の品質に関する共通認識の醸成や研究開発の促進 ▶ 関係者の取組が進むよう連携が実現している先進的事例や地域の優良な取組事例の収集・発信 ✓ 高度再資源化事業の認定により、廃棄物処分業者が、製造事業者等と連携して実施する先進的な再資源化事業を支援する ✓ 高度分離・回収事業の認定による再資源化技術の向上を支援する ✓ 再資源化工程の高度化の認定や、認定の事例集を作成し周知することで、廃棄物処理施設の脱炭素化を促進する
地方 公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 引き続き廃掃法に基づく廃棄物の着実な適正処理等に重要な役割を果たす ✓ 資源循環を促進するよう地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムの構築等必要な措置を講ずる ✓ 市町村は、自ら行う再資源化の事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進める
廃棄物 処分業者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有用資源の積極的な回収、再生材の需要や再生材利用率の把握、再資源化の実施状況の開示、再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等に努める ✓ 廃棄物から有用なものを適確に選別し、得られる再生部品又は再生資源の量を増加させるための技術の向上を図る ✓ 破砕から成形までの再資源化の実施の工程の合理化、廃棄物処理施設に脱炭素化に資する設備の導入、再資源化の実施に当たっての廃棄物処理施設の運転状況の改善等に努める
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業活動に伴って生じた廃棄物の分別・再資源化、製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施、製品への再生部品又は再生資源の利用、需要に応じた資源循環の促進に努める ✓ 廃棄物の処分を委託する際に、性状等に関する情報を提供するなど、再資源化の実施に資するよう努める ✓ 廃棄物の処分を委託するに当たり、製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化の実施の工程の脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定するよう努める

2

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針案③（目標等）



三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

- 処分を行う廃棄物量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標や循環型社会に関連する温室効果ガス排出量について、循環基本計画等と整合する目標を設定

項目	目標（2030年度）
①循環利用率	入口側：約19% 出口側：約44%
②資源生産性	約60万円/トン
③天然資源消費量	約11トン/人・年
④最終処分量	一般廃棄物：約3.2百万トン（2022年度比約5%削減） 産業廃棄物：約7.8百万トン（2022年度比約10%削減）
⑤温暖化効果ガス排出量	廃棄物部門由来：約29百万トン-CO2/年 循環経済への移行に関わる部門由来：約343百万トン-CO2/年

素材別の目標等	目標（2030年度）
・レアメタル、ベースメタル等	金属リサイクル原料：処理量を2030年度までに倍増 廃家電：4品目合計の回収率70.9%以上 電子スクラップ（e-scrap）：2030年までにリサイクル処理量約50万トン（2020年比5割増） 小型二次電池：生産者による安全な回収及び再資源化の推進
・プラスチック	プラスチック資源循環戦略のマイルストーン：2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指すことや、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増を目指す。 再生プラ：2030年度までに公的機関の調達におけるグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として基準等の市場ルールを形成。
・バイオマス	食品ロス：家庭から発生する食ロス及び家庭以外から発生する事業系食品ロスについて、いずれも2030年度までに2020年度比で半減。
・土石、建設材料	建設廃棄物：建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化の促進。 建設副産物：適切に再資源化等されるよう再生材の新規用途の開拓や拡充等を促進。 製造プロセス等における副産物：可能な限り有効利用を図る。

3

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針案④（重要事項）



四 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

再資源化事業等の高度化のため、国は以下の取組について検討するものとする。

- 再資源化事業等の高度化の大前提となる生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するための、廃棄物処理法の順守による適正な処分の推進、関係法令の対応も含めた最終処分場の確保に必要な措置
- 審査・認定について全面的に国の責任で行うとした上での、地域の実情を把握している地方公共団体との緊密な連携
- 様々な主体間の連携を促進するネットワークを活用した、産官学の連携を促進するとともに、動静脈間のマッチングやトレーサビリティ確保など主体間の情報連携強化のために必要な取組の具体化
- 廃棄物処理・資源循環行政や資源循環産業の担い手を確保するための、人材の確保・育成を支援
- 災害時における災害廃棄物の分別・再資源循環を推進するための、処理体制の確保及び必要な支援
- 国際的な資源循環ルールづくりに積極的に貢献していくとともに、国際的なルール作りや標準化につなげる

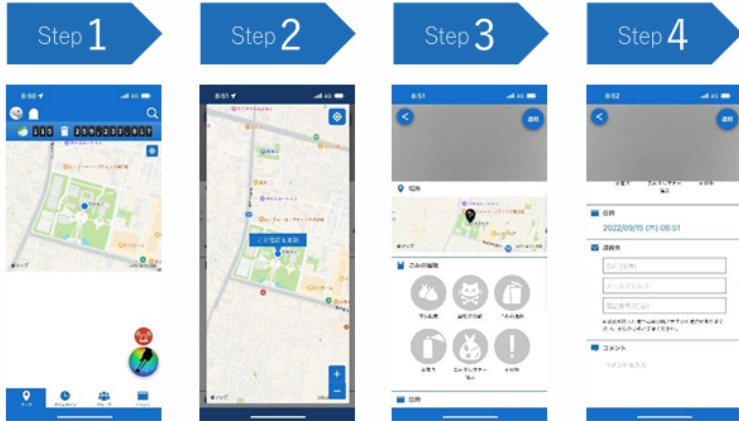
出典：環境省「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について」

(<https://www.env.go.jp/content/000229697.pdf>)

環境省「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針案 概要」

(<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000254900.pdf>)

通報はたったの4ステップ



右下の投稿ボタンを上へスライドし、通報用の写真を撮影

撮影後に表示される地図から、不法投棄の位置を選択

ごみの種類を選択

連絡先やコメントを入力し、右上の通報ボタンを押して完了！

不法投棄はアプリで通報

「不法投棄ゼロ」を目指して

スマートフォンアプリ「ピリカ」は、ごみ拾い活動を共有する「ごみ拾いSNS」として活用されています。また、不法投棄の情報を投稿（通報）すると、リアルタイムで県に情報が提供され、より迅速な対応が可能となります。

[ダウンロードはこちら](#)

※ 利用には、規約への同意などが必要です。



悪質、巧妙化する不法投棄に対応するため、県では、市町村や警察などと連携し、監視・指導体制の強化を図っています。しかし、不法投棄撲滅には、組織的な対応だけでなく、一人一人の監視の目が不可欠です。不法投棄などを見かけたら、電話やスマートフォンアプリから通報することで「茨城は捨てづらい」という環境を作っていきましょう。

問 県廃棄物規制課 ☎ 029(301)3035

通報時のチェックポイント

通報の際には、分かる範囲で結構ですので、次の事項をコメント欄に記入してください。

- 発見場所(県道○号線沿い等)
- 現場の状況(量や臭い等)
- 行為者に関する情報(出入りしている車や人の特徴)
- 土地に関する情報(地権者や連絡先等)

有力情報には謝礼を進呈

茨城県では、不法投棄等の解決に繋がった有力な情報を提供していただいた方に報奨金(原則1万1千円)をお支払いします。「その情報が無ければ犯人を特定できなかった」といった有力情報が対象です。

※審査には時間が掛かります。

通報は電話でも受け付けています

不法投棄110番

いつもみんなでむらなく みはれ



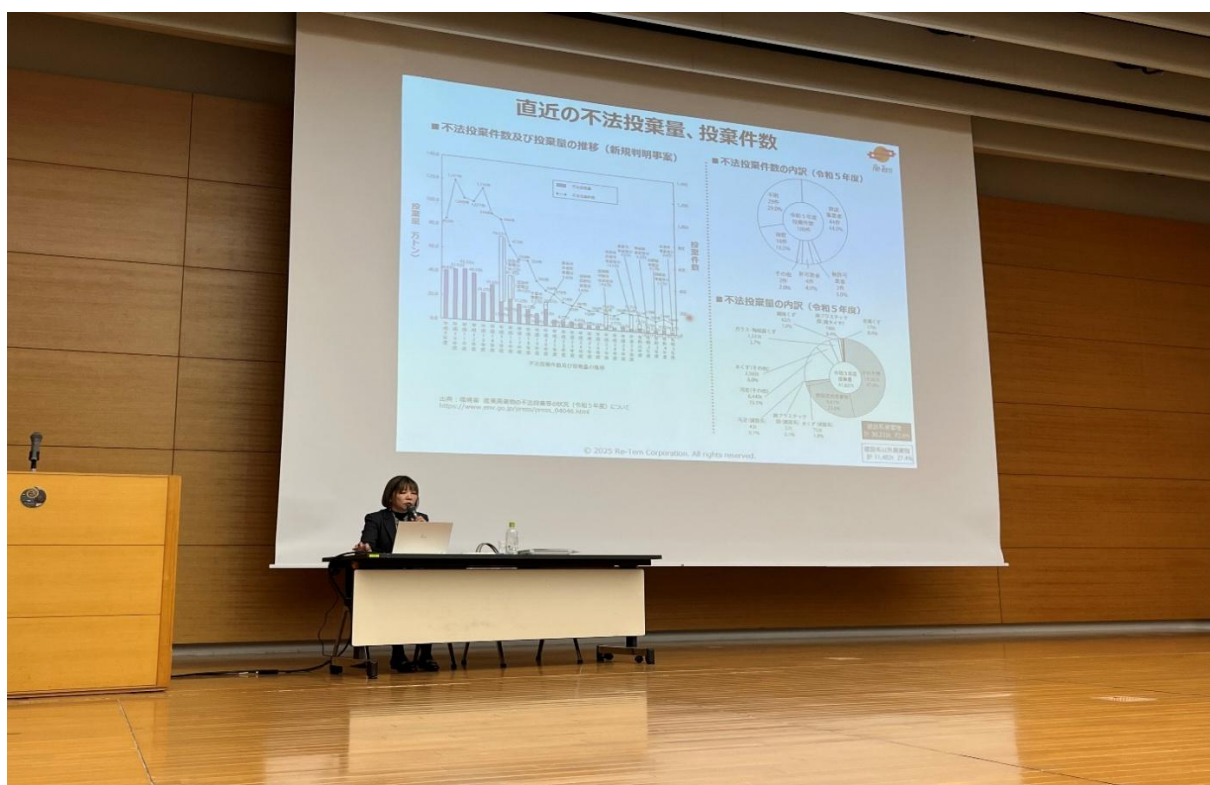
0120-536-380

受付時間：平日8時30分～17時15分 ※受付時間外は最寄りの警察署まで

令和6年度 産業廃棄物適正処理指導啓発講習会の開催について

令和7年2月17日(月)、例年開催している「産業廃棄物適正処理指導啓発講習会」について、73名の参加により茨城県庁講堂にて開催をいたしました。

当講習会は排出事業者の皆様へ「産業廃棄物の適正処理や再資源化の取り組み」について啓発するため開催しているものであり、株式会社リーテム サークュラー・エコノミー推進室 室長 杉山里恵氏により、廃棄物の適正処理と排出事業者責任～今後施行される資源循環に関する新法についてご講義頂きました。



【講習内容】

廃棄物とは 定義と排出量・リサイクル率の推移
適正処理と排出事業者責任

廃棄物管理業務 ①許可業者への委託

廃棄物管理業務 ②契約管理

廃棄物管理業務 ③マニフェスト管理

廃棄物の現場で起きたヒヤットと事例

法令遵守と事故防止のために

プラスチック資源循環促進法の概要

今後施行される資源循環に関する新法

令和6年度
産業廃棄物適正処理指導啓発講習会



2025年2月17日
主催 茨城県産業資源循環協会

株式会社 リーテム
杉山 里恵



茨城県リサイクル認定製品

コンセプト

茨城県の頭文字「い」をモチーフに、2つの矢印は製造加工されるリサイクル製品のあらゆる情報発信の役割を果たすイメージをデザイン化し、県民に親しまれ、愛され、安心・信頼され、豊かな自然(水・緑)に恵まれた環境にやさしい地域社会と生き生き共生し、未来に向けてリサイクル認定製品の普及啓発を図り、ますます発展・向上するイメージを力強く現しています。

発行

〒310-0852 水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル 4 階
一般社団法人 茨城県産業資源循環協会内
茨城県産業廃棄物再資源化指導センター

TEL 029-301-7100
FAX 029-301-7103
HP アドレス <http://www.recycle-ibaraki.jp>